

報告第1号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成26年3月4日提出

天理市長 並 河 健

専決第1号

専 決 処 分 書

平成25年12月10日天理市稲葉町193番地先の市道59号線上で発生したカーブミラーの傾倒による外壁損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成26年2月7日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 365,725円

専決第2号

専 決 処 分 書

平成25年12月10日午後2時30分頃天理市櫛本町3096番地先の県道51号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成26年2月24日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 181,650円

専決第3号

専 決 処 分 書

平成25年10月26日午前3時頃天理市嘉幡町626番地1先の市道38号線上で発生した道路冠水による車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成26年2月28日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 66,070円